

起業する人や事業改善する人を支援します！

市内における新たな事業主体の創出及び市内事業者の事業の改善を促進し地域経済の維持・発展を図るため、改修費・付帯設備費および広告宣伝や商品開発などに要する経費の一部を補助します。

＜補助対象経費＞

改装・改築費、備品費、商品開発費、広告宣伝費

補助率 1/2

★原則、伊賀市内の業者を利用すること

★店舗を改装・改築する場合(特に新たな事業を行う場合)には、新型コロナウイルス対策を万全に行うこと

起業支援事業

市内にある空き家・空き店舗を利用し、新たな事業を創出する取り組みを支援。

補助額 20万円(下限)～100万円(上限)

採択方法

応募〆切後、11月下旬ごろに審査会を行い、補助事業者を決定します。
(審査会では、応募申請に基づき、プレゼンテーションを行っていただきます)

補助金交付までの主な流れ

11月下旬(予定)	審査会
～12月上旬	審査結果(採択・不採択)通知
市からの採択通知受取後	補助金交付申請
採択者からの補助金交付申請受理後30日以内	交付決定
市からの交付決定通知受取後	事業着手
今年度中(～令和5年3月31日)	事業完了・実施報告書提出
採択者からの事業実績報告受理後日程調整	立ち入り検査
採択者からの事業実績報告受理後30日以内	交付額の確定
市からの交付額確定通知受取後	補助金の請求
採択者からの補助金請求後30日以内	補助金の交付

※本事業は、予算が上限に達し次第、終了となります。

「地域と連携した起業支援事業」「事業承継支援事業」は予算上限に達したため、2次募集はございません。

詳細は
こちら
まで→

伊賀市商工労働課

補助金の要綱、提出書類様式等は市ホームページをご覧ください。

電話 0595-22-9669

Fax 0595-22-9695

市HP <http://www.city.iga.lg.jp>